

補助金の交付状況に係る調書【令和2年度交付分】

補助金の名称		単位民生委員児童委員協議会活動費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山北地区民生委員児童委員協議会 はじめ6団体		代表者名	—	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市単位民生委員児童委員協議会 活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		単位民生委員児童委員協議会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		民生委員法第20条に基づく民生委員児童委員を構成員とする組織である「単位民生委員児童委員協議会」の活動促進及び活性化を図り、もって地域福祉の増進に寄与するため。				
補助金の額 ()は一般財源の額		平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度実績	令和3年度予算	
		—	795,600 円	1,613,315 円	2,418,000 円	
		—	(795,600 円)	(1,613,315 円)	(2,418,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容		各地区の単位民生委員児童委員協議会が、地域における様々な関係者・関係団体と連携しながら、地域での奉仕活動や知識向上のための研修を実施している。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		15,947,707 円		
		うち補助事業全体の経費		15,947,707 円		
		うち補助対象経費		8,423,500 円		
		補助対象経費の内訳		研修費(6地区合計/地区研修等)		4,823,000 円
				事業費(6地区合計/サロン開催等)		950,000 円
				各種会費(6地区合計/県社協会費等)		1,482,500 円
				会議費(6地区合計/定例会開催等)		893,000 円
事務費(6地区合計/消耗品費等)				275,000 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		単位民生委員児童委員協議会の事業に対し、補助対象経費の2分の1を上限として補助		
		補助限度額		予算の範囲内		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内の民生委員児童委員協議会の特色ある活動が、質量ともに深化することにより、地域における福祉活動の推進という困難な目的達成に寄与することができる。				
その他参考事項		単位民生委員児童委員協議会の会計年度は、6地区とも12月から翌年11月までとなっている。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有	

※令和2年度の実績に基づき作成しています。